

【調達監理番号：20a00349】無償資金協力事業にかかる契約・入札関連文書の校閲／翻訳等にかかる業務委託契約（単価契約）

（公告/公示日：2020年7月15日／調達管理番号20a00349）について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 5	第1 入札手続, 7. 下見積書について	費目や数量は、P. 30の「入札金額内訳書」に合わせて3年間分で費用を算出することでよろしいでしょうか。 「コンサルタント契約及び業者契約書」の認証前審査補助業務のP. 16に記載されている業務内容（・・・対象文書における問題事項を抽出・指摘し、修正案の提示）についても校閲業務の単価に含めることになりませんか。それとも校閲の単価とは別に単価を設定しても良いのでしょうか。	①3年間分の費用を算出ください。 ②入札説明書p. 16『「コンサルタント契約及び業者契約書」の認証前審査補助業務』に記載されている業務内容（・・・対象文書における問題事項を抽出・指摘し、修正案の提示）についても、校閲業務として校閲の単価に含めてください。
2	P. 14	第2 業務仕様書, II 業務の目的	「当該外国語（英仏西）に習熟し、かつ国際契約締結や、履行管理に関する知見を有する専門性の高い人材が必須」とあります。「国際契約締結や、履行管理に関する知見を有する」というのは具体的にどのような経験、能力が必要とされますでしょうか。例えば、貴機構で同様、類似の経験がある、あるいは民間企業でも実際に海外とのインフラ構築・契約に関わった経験がある等の能力を示すのでしょうか。また、その経験、能力は英仏西の全言語業務従事者必須でしょうか。	①校閲の対象となる契約書の雛型はFIDICの契約約款をもとに作成されています。当機構、民間企業を問わず、国際契約に関する知見を有し、国際契約締結業務に携わった実務経験（契約書の翻訳含む）を有していることが必要です（建設工事に関わる国際契約であれば尚可）。 ②上記①の知見・実務経験を全言語業務従事者に求めるものではありませんが、業務実施に際しては、こうした知見・実務経験が業務従事者間で共有される体制が求められます
3	P. 15	第2 業務仕様書, IV 業務内容, 2. 委託業務内容 (1) 「G/A」及び「G/A 締結にかかる文書」の校閲・翻訳	「JICA が予め指示する確認事項」はガイドライン的なものがあるのでしょうか。それとも案件発生毎に確認事項が指示されるのでしょうか。 例えば、【主な校閲対象事項（例）】として、 ・ E/N 等 G/A 締結にかかる関連文書に記載の内容との整合性 ・ 対象文書が準拠する雛形様式との相違点（チェックポイントはJICA より提示） ・ 過去の校閲業務を通じて蓄積されたJICA からの指摘・訂正指示があった留意事項、修正 事例との比較検証 とありますが、「G/A 締結にかかる関連文書」、「準拠する雛形様式」、「過去の校閲業務からの指摘・訂正」などは2019年以前に蓄積された確認事項が支給されますでしょうか。	①当機構内の規定として契約認証に係るガイドラインがあり、そこに契約認証に際し必要な確認事項が規定してあります。案件発生都度ではなく、あらかじめ業務開始時にお渡しいたします。 ②「G/A 締結にかかる関連文書」、「準拠する雛形様式」、「過去の校閲業務からの指摘・訂正」につきましては、2019年以前に蓄積された確認事項も含め、業務開始時若しくは資料によっては依頼の都度お渡しいたします。
4	P. 19	第2 業務仕様書, VI 実施体制, 1. 受注者の業務管理者 業務従事者 (2) 業務従事者（校閲業務、認証前審査補助業務、翻訳業務従事者）	「国際援助機関・政府機関あるいは民間企業等における国際契約の締結や履行管理に関する知見を有していること」、また「無償資金協力事業の手続きに関して的確に理解していること」とあります。#1の質問に準じますが、「国際契約の締結や履行管理に関する知見」、「無償資金協力事業の手続きに関して的確に理解」というのは具体的にどのような経験、能力が必須とされるかご教示ください。	①校閲の対象となる契約書の雛型はFIDICの契約約款をもとに作成されています。国際援助機関・政府機関あるいは民間企業を問わず、国際契約に関する知見を有し、国際契約締結業務に携わった実務経験（契約書の翻訳含む）を有していることが求められます（建設工事に関わる国際契約であれば尚可）。 ②無償資金協力事業への理解に関しては、当機構HPからご参照いただける程度の事業実施フローやしくみ、用語等に関する知識を有していることが最低限必要です。

通番	該当頁	項目	質問	回答
5	P. 20	第2 業務仕様書, VI 実施体制, 3. 作業場所	「JICA内で業務を実施する場合」とありますが、貴機構での業務とはどのような業務が想定されますでしょうか。その頻度はどのくらいありますでしょうか。貴機構本部にての業務と想像しますが、業務従事者の所在地によって貴機構内での業務ができない場合はどのようになりますでしょうか。	① 原則として契約認証前審査補助業務はJICA内で「紙」媒体において校閲業務を行います（頻度は認証前審査補助業務が発生した都度になります）が、今後電子データのやり取りによる作業に移行することを検討中ですので、作業場所はJICA内及び受注者側で確保する場所の両方が想定されます。 ② G/Aの校閲、翻訳業務については、メールによる電子データのやり取りで業務を行っていますので、業務従事者の所在地は問いません。
6	P. 22	第2 業務仕様書, VIII 業務上の留意事項, 2. 誓約書の提出	「本業務に従事し情報にアクセスするすべての個人を予め指名し、～ 第三者に対して漏らさない旨を述べた誓約書を各人に作成させ、これを JICA に提出しなければならない」とあります。業務従事者の多くが当社登録のフリーランスの校閲者、翻訳者となります。当社ではそれら全作業者と機密保持を結び、また毎年見直してありますが、そういった場合でも、業務従事者個人個人が貴機構に誓約書を提出しなければならないのでしょうか。それとも当社が代表して誓約書を提出すればよろしいのでしょうか。	業務従事者の各々が当機構に対し誓約書を提出してください。
7	P. 23	第2 業務仕様書, VIII 業務上の留意事項, 5 用語	「資料を参考とし、 JICA および国際協力業界において通常使用されている用語を用いる。雛形、ガイドライン等が整備されている場合はそれに記載の用語を採用する。」とありますが、これまでの業務から作成された用語集等の支給はありますでしょうか。	契約業務開始時にご説明用の資料としてお渡しいたします。
8	P. 24	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (1) 応札者の経験・能力等	「国際契約に関する業務の知見、無償資金協力業務に関する知見、無償資金協力の契約に関する知見」とあります。「知見」とは「業務経験」と捉えてよいのでしょうか。それとも何か具体的に知識や見識を証明する記載が必要でしょうか。	国際契約に関連し、どのような国際契約・無償資金協力事業に関連する業務経験を社として（業務管理者として）お持ちであるかを具体的に記載してください。
9	P. 24	第3 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (1) 応札者の経験・能力等, 3) 国際契約に関する業務の知見	3) 「国際契約に関する業務の知見」における「国際契約」とは、例えば具体的にどのような契約を指し、また具体的にどのようなことが評価の対象となるかをご教示頂けますでしょうか。	無償資金協力事業において本邦企業と相手国政府が締結する契約書（校閲の対象となる契約書）の雛形はFIDICの契約約款をもとに作成されています。FIDICの契約約款に準拠した国際契約に関する実務経験（契約書の翻訳を含む）を有していればなお望ましいです。
10	P. 25	第3 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (1) 応札者の経験・能力等, 6) 資格・認証等	6) 資格・認証等について、プライバシーマークの認証を受けていますが、新型コロナウイルスの影響で本年7月の期間更新にともなう審査が停止しております。この場合、証明書の写しはどうすればよいのでしょうか。	現在所有している認証書及び更新の事実が分かる文書の写を提出ください。
11	P. 25	第3 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (2) 業務の実施体制等, 1) 業務内容と量に対応し得る人員確保がされているか	こちらに記載された「人員確保」とは、応札社（受注者）の人員のみでしょうか。あるいは同時に業務従事者のことも含まれていますでしょうか。	業務従事者も含まれます。

通番	該当頁	項目	質問	回答
12	P. 25	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (3) 業務従事者の経験・能力等	「業務を総括する方及び主な業務従事者の方の経験・能力等」とあります。「業務を総括する方」というのは、「業務管理者」（本委託業務を管理・監督し、JICAと各業務従事者間の必要な連絡・調整・情報共有および付帯業務を行う）に該当し、その「業務管理者」の推薦文、経歴書も必要とのことでしょうか。	「業務を総括する方」というのは、「業務管理者」に該当します。業務管理者の推薦文、経歴書も提出してください。
13	P. 25	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (3) 業務従事者の経験・能力等	必要とされる本業務の業務従事者は、以下と考えており、総勢で12名前後になると想定しています。 それら全員の推薦文および経歴書等が必要とされますでしょうか。「主な業務従事者」とありますので、全員ではないとした場合、評価点に影響しない人数とこの業務、言語校閲者・翻訳者は必ず入れるというものがあればご教示ください。 認証前審査補助業務統括者 和文⇒英語、仏語、西語 英語、仏語、西語⇒和文 英文⇒仏語、西語 仏語、西語⇒英文 付帯業務者	評価点に影響する人数の上限は特にありませんが、年間の業務発注量の目安と納品日数を参照いただき、業務に対応可能な、英語、仏語、西語の校閲、翻訳業務を行う方を主な従事者としてください。
14	P. 26	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (3) 業務従事者の経験・能力等	「所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載」とありますが、前述のように、業務従事者の多くがフリーランスになります。その場合でも、被保険者番号などの情報が必要でしょうか。もしそれらが記載できない場合、評価結果に影響しますでしょうか。	記載不可の場合は記載不要です。記載できないという理由では評価結果には影響はありませんが、フリーランスの方に関しても本業務に関する社との契約関係等について具体的に記載をしてください。
15	P. 26	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (3) 業務従事者の経験・能力等	「研修実績等については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付」とあります。この場合の研修とは必ずしも本業務に関連していなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。また、認定書等の写しがない場合、評価結果に影響しますでしょうか。	研修実績は今回の契約業務に関連する研修の実績を記載してください。認定書等の写しの有無も評価の参考といたしますので、可能な限り写しの添付をお願いします
16	P. 26	第3 技術提案書作成要領, 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項, (3) 業務従事者の経験・能力等 3) 特記すべき類似業務の経験	この場合の類似業務とは、業務従事者個人ではなく、当社の実績と考えておりますが、正しいでしょうか。	社の実績となります。
17	P. 30	第4 経費に係る留意点, 入札金額内訳書, 報告書作成業務	この報告書作成業務には、P. 17 (4) 付帯業務の「① 用語集、修正事例集等、業務実施にかかる留意点の取り纏めと活用」の作業も含めた単価設定になりますでしょうか。	含めたものとなります。